

使用開始日 2024年2月9日

投資信託説明書(交付目論見書)

7783-⑧



UBS中国株式ファンド

追加型投信／海外／株式



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

〈照会先〉

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

◎ 委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2023年11月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,849億円（2023年11月末現在）

- ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
- ・ 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS中国株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月8日に関東財務局長に提出しており、2024年2月9日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「UBS中国株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

ファンドの特色

1 中国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・中国の株式として、上海証券取引所(A株、B株)、深セン証券取引所(A株、B株)、香港証券取引所の上場銘柄を主要投資対象とします。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、当ファンドのマザーファンドは中国の株式を投資対象とする投資信託証券を通じて、実質的に中国の株式に投資を行います。
- ・原則として、為替ヘッジは行いません。

2 当ファンドの実質的な投資対象には、中国の金融商品取引所に上場している人民元建てのA株を含みます。

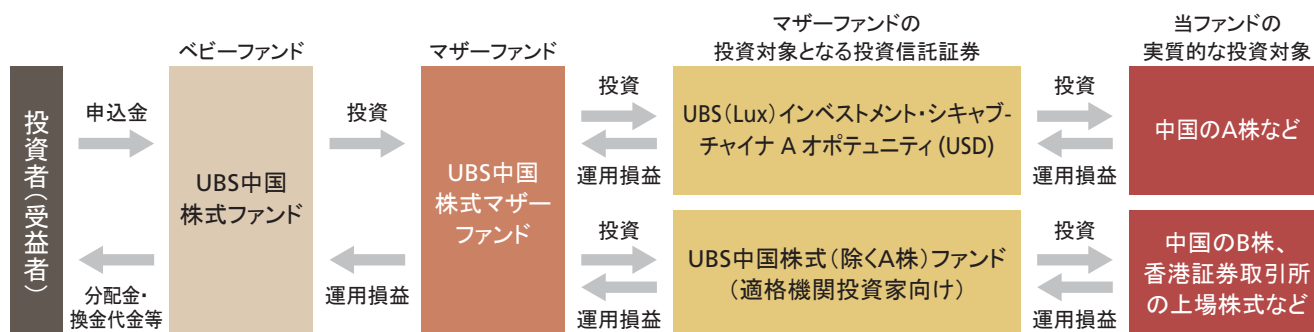
- ・中国A株市場には、中国B株市場や香港証券取引所に上場していない中国の企業が上場されており、当ファンドを通じて中国の経済成長を担う企業への幅広い投資が可能となります。
- ただし、当ファンドの中国A株への実質投資比率は純資産総額の50%を超えないものとします。

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループはグローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・A株の調査・運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Company Limited」より情報提供を受けます。同社はUBS銀行と中国の国家開発投資公司(SDIC)との合弁会社(中国現地法人)です。国家開発投資公司は1995年に設立された中国の国有投資持ち株会社です。

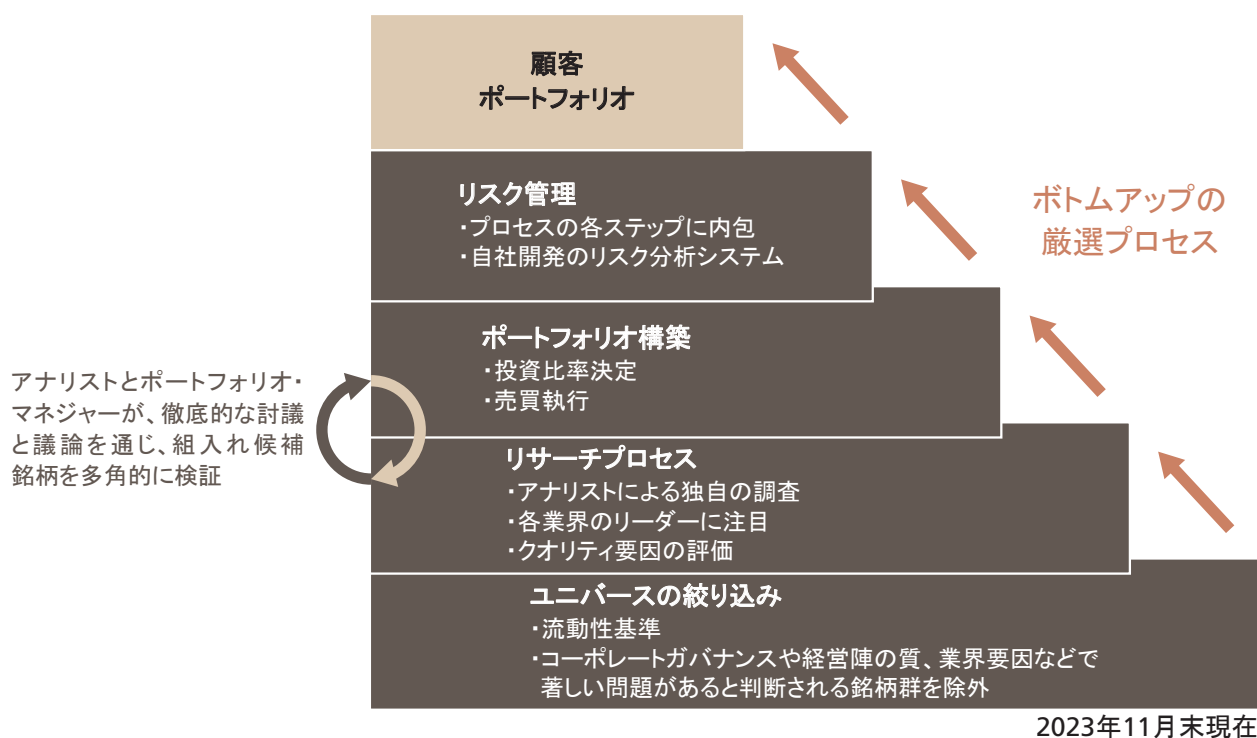
◎ ファンドの仕組み

- ・ファミリーファンド方式で運用を行います。
当ファンドは、主に「UBS中国株式マザーファンド」受益証券に投資するファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者が取得するファンドをベビーファンドとして、実質的な運用はマザーファンドにて行い、その運用成果をベビーファンドを通じて投資者の損益に反映させる方式です。
- ・ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 運用プロセス



※当ファンドが投資対象とする投資信託証券は、UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドにおける投資信託証券の運用について記載しています。

■ マザーファンドの投資対象となる投資信託証券の概要

ファンド名	UBS(Lux) インベストメント・シキャブ- チャイナ A オポチュニティ(USD)
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資信託証券
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
ファンド建値	米ドル
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

ファンド名	UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)
ファンド形態	国内籍投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券です。)
運用の基本方針	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所の上場銘柄*を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。(* 上海証券取引所、深セン証券取引所のA株を除きます。)
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所の上場銘柄
ファンド建値	円
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

※当ファンドは、「UBS(Lux) インベストメント・シキャブ- チャイナ A オポチュニティ(USD)」を通じて、QFI制度およびストックコネクト等を利用することにより、中国のA株に実質的に投資を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年5月7日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎ 主な投資制限

株式への直接投資	行いません。
マザーファンド受益証券への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、当該投資信託証券については、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている場合には制限を設けませんが、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできない場合には、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

[中国の株式市場の概要]

中国の株式市場は、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株、B株、および香港証券取引所のH株、レッドチップスなどで構成されます。

上海証券取引所		深セン証券取引所		香港証券取引所	
A株	・中国国内投資家が主に投資する株式。 ・一定の制限のもと外国人投資家も取引が可能。	A株	・中国国内投資家が主に投資する株式。 ・一定の制限のもと外国人投資家も取引が可能。	H株	香港に上場の中国籍の企業
B株	外国人投資家も取引可能な企業	B株	外国人投資家も取引可能な企業	レッドチップス	中国資本により香港等で設立され、香港に上場している企業
				など	

(注)『UBS中国株式ファンド』は上記以外にも、株式の時価総額、流動性等を勘案し、また中国株式市場の拡大に伴い、他の取引所に上場している中国の株式(預託証券を含みます)に投資する場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 主なリスク

・株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

・当ファンドのマザーファンドが投資する外国投資信託証券の中国A株投資に係るリスク

中国A株に投資する外国投資信託証券を組入れる場合には、当該外国投資信託証券の特性やQFI制度およびストックコネクト[※]等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあります。また中国の証券市場は内外資本取引の自由化を一部のみの実施に留めており、経済改革を進めていく中で、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国の証券関連法令は近年制定されたものが多く、その解釈も必ずしも安定しておらず、中国政府当局の政策変更等により変更される可能性があります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響をうけることや、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

※QFI制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）が認めた適格国外投資家に対してA株の売買を可能とする制度です。ストックコネクトとは、中国本土の証券取引所と中国本土外の証券取引所の相互間で行われる株式の取引制度です。

・カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う地域には、先進国と比較して、一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性、資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性、法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから正確な情報の確保が困難となる可能性が高い等のリスクおよび留意点があります。

・為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

指定外国投資信託では、解約申込日における解約金総額が当該ファンドの純資産総額10%超となった場合等において、解約申込を制限する場合があります。

【クーリング・オフ】

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

【流動性リスクに関する留意点】

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

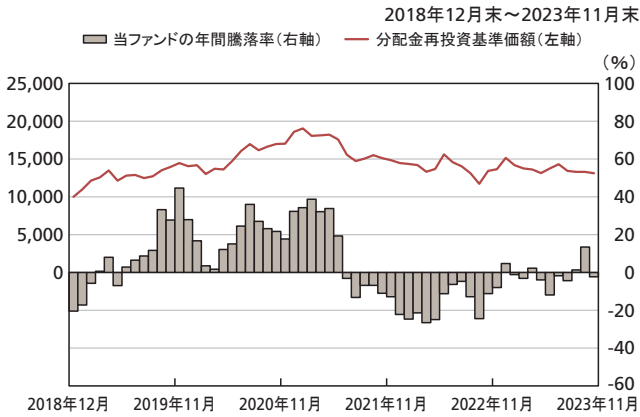
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

(参考情報)

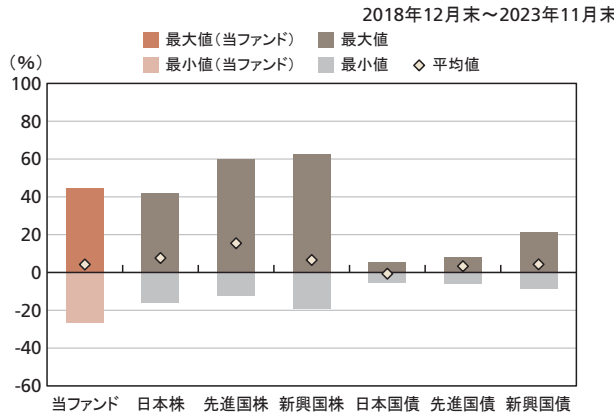
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	44.6	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値	△ 26.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	4.2	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2023年11月30日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。
※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には
税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

分配の推移 (1万口当たり、税引前)	
2019年5月	1,000円
2020年5月	1,000円
2021年5月	1,000円
2022年5月	1,000円
2023年5月	1,000円
設定来累計	8,700円

主要な資産の状況 (2023年11月30日現在)

資産別比率

銘柄名	投資比率
UBS中国株式(除くA株)ファンド(適格機関投資家向け)	57.3%
UBS(LUX)インベスメント・シキャプーチャイナAオポチュニティ(USD)	41.7%

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを98.93%組入れております。

通貨別比率

通貨	構成比
香港ドル	61.7%
人民元	36.5%
その他	1.8%

※「その他」は米ドル等です。

※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合計に占める割合。

※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

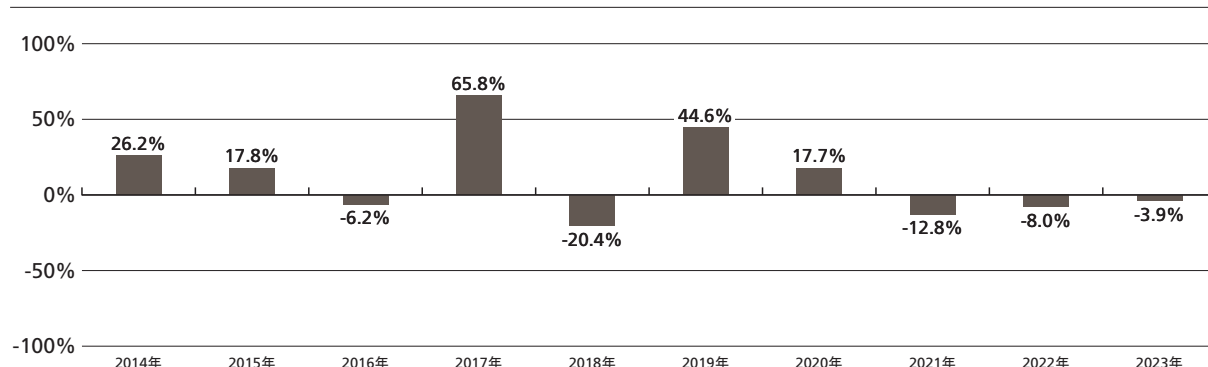
組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種	構成比
1 招商銀行	中国	金融	7.9%
2 網易	ケイマン諸島	コミュニケーション・サービス	7.8%
3 騰訊	ケイマン諸島	コミュニケーション・サービス	7.4%
4 中国平安保険(集団)	中国	金融	6.0%
5 石薬集団	香港	ヘルスケア	5.8%
6 深セン国際控股	バミューダ	資本財・サービス	4.7%
7 遠東宏信	香港	金融	4.4%
8 貴州茅臺酒	中国	生活必需品	4.4%
9 アリババグループ・ホールディング	ケイマン諸島	一般消費財・サービス	4.2%
10 石四薬集団	ケイマン諸島	ヘルスケア	3.5%

※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合計に占める割合。

※国/地域は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

年間収益率の推移 (2023年11月30日現在)



※2023年については年初から11月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2024年2月9日から2024年8月7日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	香港証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みを取消することがあります。また、当ファンドのマザーファンドが投資対象とする投資信託証券に付されている解約制限または中国証券制度上の制約に照らし当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生じる事態が予想される場合には、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込みを取消することがあります。
信託期間	無期限(2007年5月8日設定)
繰上償還	純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	毎年5月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	3,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時(毎年5月)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※確定拠出年金制度をご利用の場合は、後述の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。詳しくは、販売会社または前記照会先にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド
		日々の純資産総額に 年率1.8392%(税抜年率1.672%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.800% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.850% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.022% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.1085%程度(委託会社が試算した概算値)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率1.9477%程度
その他の費用・ 手数料	諸費用	(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用	
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
	※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2024年1月末現在のものです。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金連合会等である場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税金が適用されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

